第十・十三条　収用（注）

注　この条の規定は、附属書十Ｂ（収用）の規定に従って解釈する。

1　いずれの締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて、収用又は国有化（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　２及び３の規定に基づく補償の支払を伴うものであること。

(d)　正当な法の手続に従って実施するものであること。

2　1(c)に規定する補償は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　遅滞なく支払われるものであること。（注）

注　締約国は、支払が行われる前に遵守する必要がある法律上及び行政上の手続があり得ることを了解する。

(b)　収用が公表された時（注1）又は収用が行われた時のいずれか早い方の時（以下この章において「収用の日」という。）における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものであること。（注2、注3、注4）

注1　フィリピンについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用が公表された時とは、収用のための申立てをした日をいう。

注2　オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、韓国、マレーシア、ニュージーランド及びシンガポールについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、収用が行われた日の前日をいう。

注3　カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、権限のある当局による収用の決定が発出された日をいう。

注4　タイについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、収用が行われた日をいう。

(c)　予定された収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させないものであること。

(d)　実際に換価し、及び自由に移転することができるものであること。

3　補償は、当該補償が遅延する場合には、収用を行う締約国の法令及び政策に基づく妥当な利子を含むものとする。ただし、当該法令及び政策が無差別に適用されることを条件とする。

4　この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創造については、その付与、取消し、制限又は創造が次章（知的財産）の規定及び貿易関連知的所有権協定に反しない限りにおいて、適用しない。（注）

注　締約国は、この条の規定の適用上、知的財産権の「取消し」には当該知的財産権の抹消又は無効化を含むこと及び知的財産権の「制限」には当該知的財産権の例外を含むことを認識する。

5　1から3までの規定にかかわらず、土地に関する収用の措置は、収用を行う締約国の現行の法令に定めるところによるものとし、当該法令の目的のためのものでなければならず、かつ、当該法令に従った補償の支払を伴うものでなければならない。補償は、当該法令のその後の改正であって、補償の額に関するものが土地の市場価格の一般的な動向に応じるものである場合には、当該改正に従う。

第十・十四条　利益の否認（注）

注　締約国は、いつでも、この条に定めるところに従ってこの章の規定による利益を否認する権利を行使することができる。

1　締約国は、他の締約国の投資家であって、当該他の締約国の法人であるものが次の(a)及び(b)に定める要件を満たす場合には、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

(a)　非締約国の者又は当該締約国の者によって所有され、又は支配されていること。

(b)　当該締約国以外の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないこと。

2　締約国は、他の締約国の投資家であって、当該他の締約国の法人であるものを非締約国の者が所有し、又は支配している場合において、当該締約国が、当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置（当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものに限る。）を採用し、又は維持するときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

3　締約国は、他の締約国の投資家であって、当該他の締約国の法人であるものを非締約国の者が所有し、又は支配している場合において、当該締約国が、当該非締約国と外交関係を有していないときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

4　1の規定にかかわらず、タイは、自国の関係法令に基づき、他の締約国の投資家であって、当該他の締約国の法人であるものが非締約国又はタイの自然人又は法人によって所有され、又は支配されていると認める場合には、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対して、投資財産の許可、設立、取得及び拡張に関するこの章の規定による利益を否認することができる。

5　この条の規定の適用上、タイについては、

(a)　法人が締約国又は非締約国の自然人又は法人によって「所有」されるとは、当該締約国又は非締約国の自然人又は法人が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　法人が締約国又は非締約国の自然人又は法人によって「支配」されるとは、当該締約国又は非締約国の自然人又は法人が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

6　フィリピンは、特定の権利、地域的独占権又は特権の国有化に関する法律（大統領令第七百十五号により改正されたもの）を回避する行為を処罰する法律（連邦法第百八号）（別名ダミー防止法）（その改正を含む。）の規定に違反して他の締約国の投資家が投資を行ったと認める場合には、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

7　締約国は、他の締約国又は非締約国の投資家が金融活動作業部会の勧告を実施する当該締約国の法令の規定に違反して投資を行った場合には、当該他の締約国又は非締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

第十・十五条　安全保障のための例外

第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定にかかわらず、この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求すること。

(b)　締約国が次の事項に必要であると認める措置を適用することを妨げること。

(i)　国際の平和又は安全の維持又は回復に関する自国の義務の履行

(ii)　自国の安全保障上の重大な利益の保護

第十・十六条　投資の促進

締約国は、特に次の事項を通じて、域内を一の投資地域と認識することを促進し、及び向上させるよう努める。

(a)　締約国間の投資を奨励すること。

(b)　締約国間の投資の促進に関する共同の活動を組織すること。

(c)　事業取引のあっせんの催しを促進すること。

(d)　投資の機会並びに投資に関する法令及び政策についての様々な説明会及びセミナーを開催し、並びに当該説明会及びセミナーを開催することを支援すること。

(e)　投資の促進に関係する相互に関心を有する他の事項についての情報交換を行うこと。

第十・十七条　投資の円滑化

1　各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、特に次の事項を通じて、締約国間の投資を円滑にするよう努める。

(a)　あらゆる形態の投資に必要な環境を作り出すこと。

(b)　投資の申請及び承認のための手続を簡素化すること。

(c)　投資に関する情報（投資に関する規則、法令、政策及び手続を含む。）の周知を促進すること。

(d)　それぞれの締約国において、投資家に対して支援及び助言（事業免許及び事業許可の円滑化を含む。）を行うため、連絡部局、投資に関する総合窓口、中央連絡先その他の機関を設置し、又は維持すること。